

監査報告書

平成31年 4月 18日

公益社団法人船橋青色申告会
代表理事 梅澤和夫 殿

公益社団法人船橋青色申告会

監事 印

監事 印

私ども監事は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業期間の理事の職務執行、計算書類および事業報告ならびにこれらの附属明細書を監査しましたので、その方法および結果について次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私ども監事は、理事および事務局等との意思疎通による情報収集に努めるとともに、理事会等会議に出席し、理事および事務局職員からその職務の執行状況について報告を受け、また必要に応じて関係書類を閲覧して業務および財産の状況を調査しました。

以上の方法にもとづき、当該事業期間に係る事業報告について検討するとともに、会計帳簿等資料の調査を行い、計算書類（貸借対照表および正味財産増減計算書）およびその附属明細書ならびに財産目録について検討しました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告は、法令および定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書ならびに財産目録の監査結果

計算書類およびその附属明細書ならびに財産目録は、法人の財産および損益の状況をすべて重要な点において適正に示しているものと認めます。